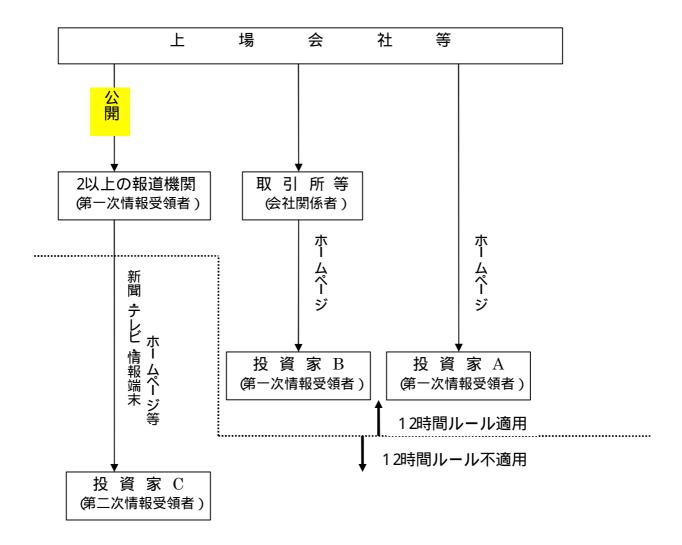
#### インサイダー取引規制における公表措置(現行)

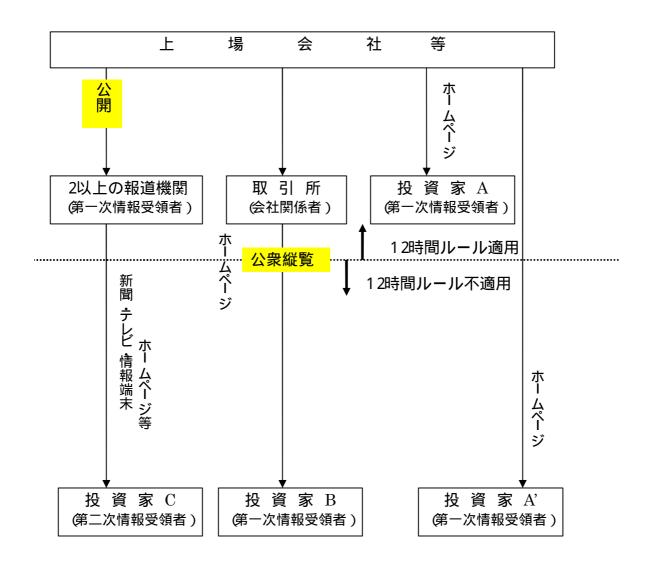


インサイダー取引規制が解除される重要事実の公表とは、 重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧 2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過(12時間ルール)

第一次情報受領者たる投資家 A、B は 2以上の報道機関への重要事実の公開後 12時間経過 (= 公表 )しなければ、インサイダー取引規制が解除されない。

投資家 C は第二次情報受領者であるので、重要事実を知って直ちに取引可能。

#### インサイダー取引規制における公表措置(見直し後)



インサイダー取引規制が解除される重要事実の公表とは、

重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧 2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過(12時間ルール) 取引所等における重要事実の公衆縦覧(ホームページへの掲載)

第一次情報受領者たる投資家 A は、重要事実が取引所等のホームページに掲載されると、インサイダー取引規制が解除される。(重要事実が取引所等のホームページに掲載されるまでは、12時間ルールの適用あり。)

投資家 A'、B は、重要事実が取引所等のホームページへ掲載された後に知ったので、第一次情報受領者であっても直ちに取引可能。

投資家 C は第二次情報受領者であるので、重要事実を知って直ちに取引可能。

# 「金融審議会第一部会報告」に基づくディスクロージャー制度の改正の概要

#### 信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化

- 〇 有価証券報告書等において次の各項目を新設し、開示を充実【内閣府令 改正】。
  - ― 「事業等のリスク」

(特定の取引先への依存、重要な訴訟事件の発生等のリスク情報)

---「財務状況及び経営成績の分析」

(経営成績に重要な影響を与える要因等についての経営者による 分析)

---「コーポレート·ガバナンスの状況」

(内部統制システム、リスク管理体制、役員報酬(社内取締役・社外取締役の区分)、監査報酬(監査証明に係る報酬とそれ以外の区分)等の情報)

- 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認【内閣府令改正】。
  - --- 代表取締役による確認書を、任意で、有価証券報告書等の添付書類とする(「金融再生プログラム」により、主要行には平成15年3月期から要請。)。

## 経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備

- 〇「適格機関投資家」の範囲の拡大【内閣府令改正】。
  - ベンチャー企業、中小企業への事業資金調達の担い手等に拡大。
    - ▶ ベンチャーキャピタル会社(資本金5億円以上)の追加
    - ▶ 厚生年金基金(純資産額100億円以上)の追加
    - 事業会社に係る要件(貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額)の緩和(500億円→100億円)
- 〇 少人数私募における 50 名カウントからの「適格機関投資家」の除外【政令 改正】
  - ──「有価証券の募集」に該当するか否かを判定する「勧誘の相手方の人数」の計算から「適格機関投資家」を除外。
- エクイティ関連商品(株券、新株予約権付社債券等)を「プロ私募」の対象と する【政令改正】。

- 公開買付規制の適用除外要件の拡大【政令改正】
  - ──事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、公開買付規制の対象である「総株主の議決権の3分の1」を超える株券等の買付けのうち、「担保権実行による株券等の取得」や「事業再編等による一定要件を満たす株券等の買付け」を適用除外とする。
- 〇 株式移転により新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和 【内閣府令改正】。
  - ──事業再編の迅速化の観点から、利用適格要件を満たしていた完全子会社の継続開示期間を加味することにより、持株会社に係る発行登録制度利用適格要件のうち継続開示要件(1年間以上有価証券報告書提出)を緩和。

## ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化

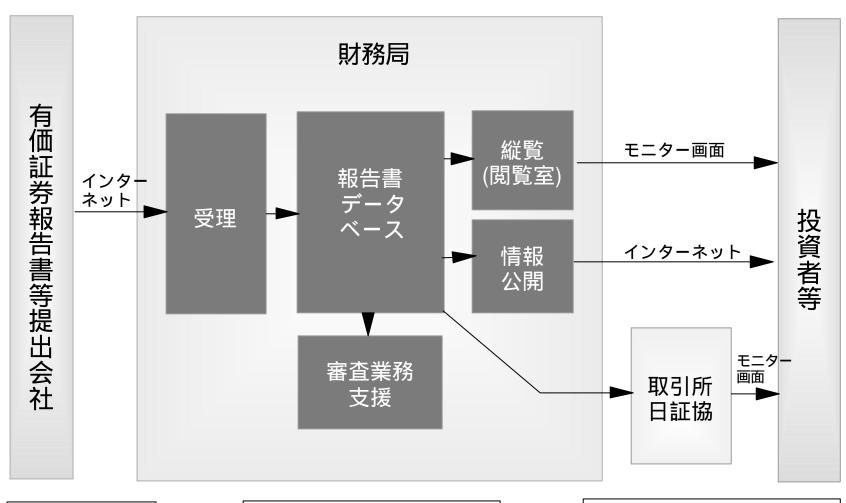
- 組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮(「15日間」 →「7日間」)【ガイドライン改正】。
- 訂正発行登録書が EDINET により提出された場合における発行登録の効力停止期間の短縮(有価証券報告書提出の場合: 4日→2日)【ガイドライン改正】。
- 会社更生法に基づく更生手続中の有価証券報告書提出会社については、 内閣総理大臣の承認により有価証券報告書提出義務を免除【政令改正】。
- 〇 未上場・未登録外国会社について、継続開示要件を満たし、2つの指定格付機関からA格相当以上の格付を取得している債券を発行している場合は、債券に係る発行登録制度の利用を可能とする【内閣府令改正】。

資料5-4-3 電子開示手続等に係るEDINET適用時期

	開示書類等		適	用	時	期			
		H13 /	/6 H14/	'6 H15	/ 6 	H16 / 6	H17 / 6	H18 / 6	H19 / 6
電子	[流通開示手続] 有価証券報告書 半期報告書 臨時報告書 秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの)	書面による提出	ſ	£ 意			原則	適用	
開	[上記以外の電子開示手続] 有価証券届出書								
示手続	発行登録書 発行登録追補書類 秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの) 発行登録取下届出書 自己株券買付状況報告書 公開買付届出書 意見表明報告書 公開買付報告書 公開買付撤回届出書	書面による提出		任	意		原則適用		
					 			<u> </u>	
任意電子開示手続	有価証券通知書 発行登録通知書 別途買付禁止の特例を受 けるための申出書	書面による提出				任	意		
	大量保有報告書 変更報告書 基準日の届出書	書面による提出			任	Ţ	Ť.		

<sup>(</sup>注)「電子開示手続」は原則適用(平成16年5月31日までは任意適用)、「任意電子開示手続」は任意適用である。

# 有価証券報告書等の電子化後の開示関連事務の流れ



メリット

事務負担軽減

受理、審査及び縦覧事務 の効率化 企業情報への容易・迅速な アクセスの確保

272